

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する事務
②事務の概要	令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日子発0528第1号）、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和4年5月24日子発0524第2号）及び令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日子支家第14号）に基づき、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する事務として、児童を養育する住民税非課税世帯等に児童1人あたり5万円を給付する。なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。）第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、支給にあたって必要な情報を、個人番号を利用して管理することができる。 【支給対象者】 （令和3年度） ・令和3年4月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当（以下、「児童手当等」とする。）を受給又は令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当等の受給資格若しくは額の改定の認定を受けた者であり、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯） ・上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯） （令和4年度） ・令和4年4月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当（以下、「児童手当等」とする。）を受給又は令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当等の受給資格若しくは額の改定の認定を受けた者であり、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯） ・上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯） （令和5年度） ・令和5年5月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当（以下、「児童手当等」とする。）を受給又は令和5年6月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当等の受給資格若しくは額の改定の認定を受けた者であり、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯） ・上記のほか、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯） 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容】 対象者の抽出にあたり、該当年度の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。
③システムの名称	1. 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）システム（WebRings） 2. 児童手当資格台帳システム（WebRings） 3. 特別児童扶養手当資格台帳システム（Access） 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 宛名管理システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、公的給付法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。）、により個人番号の利用・管理を行うことができる」とされているもの （1）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（令和3年デジタル庁告示第70号） 第1号 （2）番号法 第9条第1項 別表第1 135の項 （3）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第2号） 第1号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができる」とされているもの （1）第19条第8号に基づく主務省令第2の表（160の項） （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第3号） 第1号 （令和3年度・令和4年度） 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について（令和3年5月28日内閣府発出）」より、データ標準レイアウト改版までの暫定的な措置として、以下の事務手続きを転用して情報照会を実施することが可能となった。 ・子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査 ※事務名「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」 【情報提供の根拠】なし ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	家庭支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 こども部 家庭支援課 手当給付係 079-427-9212(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー登録を行う際は、住基ネット照会にて4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住基ネット照会にて取得したマイナンバーは、必ず複数人で確認するようにしている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	申請書等をシステムへ入力後、申請書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月14日	②事務の概要	令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日子発0528第1号)に基づき、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務として、児童を養育する住民税非課税世帯等に児童1人あたり5万円を給付する。なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、支給にあたって必要な情報を、個人番号を利用して管理することができる。	令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日子発0528第1号)、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日子発0524第2号)に基づき、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務として、児童を養育する住民税非課税世帯等に児童1人あたり5万円を給付する。なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、支給にあたって必要な情報を、個人番号を利用して管理することができる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月14日	②事務の概要	【支給対象者】 ・令和3年4月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当(以下、「児童手当等」とする。)を受給又は令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当等の受給資格若しくは額の改定の認定を受けた者であり、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯) 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容】 対象者の抽出にあたり、令和3年度分の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。	【支給対象者】 (令和3年度) ・令和3年4月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当(以下、「児童手当等」とする。)を受給又は令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当等の受給資格若しくは額の改定の認定を受けた者であり、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯) (令和4年度) ・令和4年4月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当(以下、「児童手当等」とする。)を受給又は令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当等の受給資格若しくは額の改定の認定を受けた者であり、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)	事後	
令和5年12月21日	I 関連情報＞1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務＞②	令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外	令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外	事後	
令和5年12月21日	I 関連情報＞1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務＞②	【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容】	令和5年度) ・令和5年5月分の児童手当若しくは特別児童扶	事後	
令和5年12月21日	I 関連情報＞4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法令上の根拠	2.「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について(令和3年5月28日内閣府発出)」より、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版までの暫定的な措置として、以下の事務手続きを転用して情報照会を実施することが可能となった。	(令和3年度・令和4年度) 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について(令和3年5月28日内閣府発出)」より、データ標準レイアウト改版までの暫定的な措置として、以下の事務手続きを転用して情報照会を実施することが可能となった。	事後	
令和5年12月21日	IIしきい値判断項目＞1.対象人数＞いつ時点の計数か	令和4年3月1日	令和5年6月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	Ⅱしきい値判断項目＞2.取扱者数＞特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和5年12月21日	Ⅱしきい値判断項目＞2.取扱者数＞いつ時点の計数か	令和4年3月1日	令和5年6月1日	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、公的給付法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。）、により個人番号の利用・管理を行うことができる」とされているもの (1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（令和3年デジタル庁告示第70号）第1号 (2) 番号法 第9条第1項 別表第1の101の項 (3) 別表第1省令 第74条 (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第2号）第1号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、公的給付法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）により個人番号の利用・管理を行うことができる」とされているもの (1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（令和3年デジタル庁告示第70号）第1号 (2) 番号法 第9条第1項 別表 135の項 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第2号）第1号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	—

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの (1) 番号法 第19条第8号 別表第2の121の項 (2) 別表第2省令 第59条の4 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第3号） 第1号 （令和3年度・令和4年度） 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について（令和3年5月28日内閣府発出）」より、データ標準レイアウト改版までの暫定的な措置として、以下の事務手続きを転用して情報照会を実施することが可能となった。 ・子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査 ※事務名「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であった主務省令で定めるもの」	【情報照会の根拠】 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの (1) 第19条第8号に基づく主務省令第2の表（160の項） (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第3号） 第1号 （令和3年度・令和4年度） 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について（令和3年5月28日内閣府発出）」より、データ標準レイアウト改版までの暫定的な措置として、以下の事務手続きを転用して情報照会を実施することが可能となった。 ・子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査 ※事務名「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であった主務省令で定めるもの」 【情報提供の根拠】なし ※今後 上記の法令において改正が行われ	事後	－
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業一人為的ミスが発	(新規)	十分である	事後	－
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業一人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か－判断の根拠	(新規)	マイナンバー登録を行う際は、住基ネット照会にて4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住基ネット照会にて取得したマイナンバーは、必ず複数人で確認するようにしている。	事後	－

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策－最	(新規)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	－
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策－当	(新規)	十分である	事後	－
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策－当 該対策は十分か【再掲】－判断の根拠	(新規)	申請書等をシステムへ入力後、申請書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。	事後	－